

管理 No.	G008
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署: 子ども未来部子ども育成課
(認定給付係 / 内線: 3723)

根拠区分	法律—条例	
許認可等の名称	児童手当の額の改定	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)
	根拠規定条項	第 9 条
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)
	基準規定条項	第 6 条
	審査基準	すでに児童手当を受けていて新たに児童が生まれた場合は、児童手当の額の改定請求に基づき審査を行う。改定額は、受給資格及び額の認定時の基準(児童手当法第6条)に同じ。
		※裏面に続く
標準処理期間 (経由機関の日数)	総日数 30 日程度(休日は含まない)	
本票の作成日	平成 29 年 3 月 31 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	<p>【根拠法令】児童手当法</p> <p>(児童手当の額の改定)</p> <p>第九条 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。</p> <p>2 前条第三項の規定は、前項の改定について準用する。</p> <p>3 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。</p>